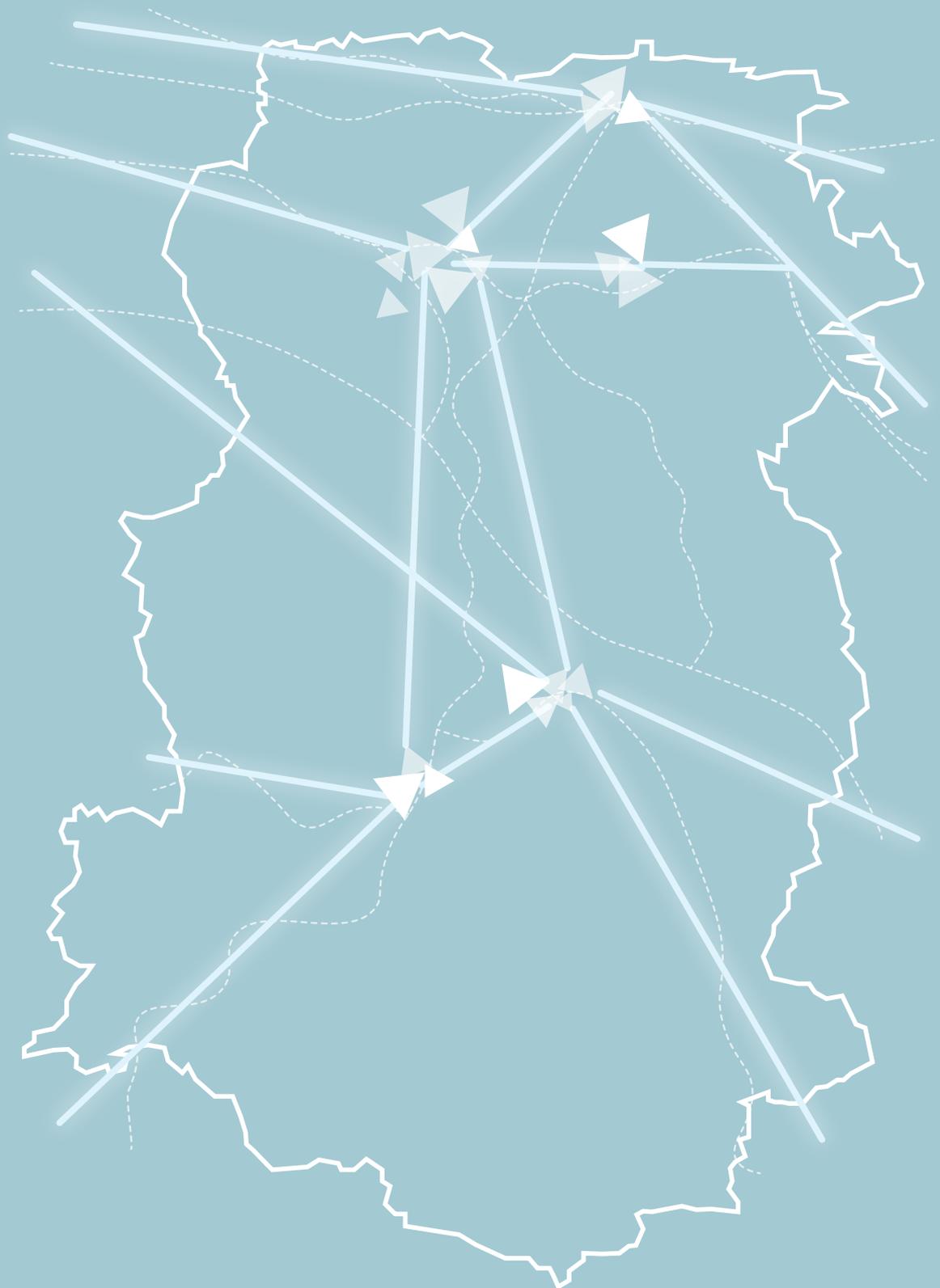


第4章

全体構想（分野別まちづくり方針）



第4章 全体構想（分野別まちづくり方針）

1. 土地利用の方針

【基本的な考え方】

本市は南部から北部に向かって、森林地域から中山間地域、盆地地域、平野地域、都市的地域、海浜地域と連なる多様な土地資源を有しています。これらの恵まれた自然や優れた景観の保護・保全、継承とあわせ、均衡ある土地利用・開発の方針を以下のように設定します。

土地利用の基本方針

①地域特性を活かした土地利用

- ◆本市全域の調和のとれたまちづくりを進めるため、各地域の形成過程や現況機能を踏まえた市街地の形成、田園集落の整備、森林地域・海浜地域の保全等に努め、地域の特性や個性的な魅力を活かした土地利用を図ります。

②持続可能な都市を形成するための土地利用

- ◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への転換に向けて、各地域の拠点においてはそれぞれの役割に応じた適切な都市機能の集積を図るとともに、各拠点間の連携を公共交通のネットワークにより強化することで、効率的かつ利便性の高い土地利用を推進します。
- ◆人口減少、少子高齢社会、都市のスポンジ化等に対応した持続可能な都市を形成するには各拠点およびその周辺における人口密度の維持が重要となります。そのため、拠点およびその周辺にライフスタイルや居住地の選択による住み替え等を通じて居住の誘導を図るとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制するための土地利用を推進します。

③自然環境の保全に着目した土地利用

- ◆本市の優れた自然環境は、将来に受け継ぐべき重要な財産であることから、企業誘致や住宅開発、道路整備をはじめとした公共施設整備用地への土地利用転換は、自然環境や景観の保全に十分配慮しながら秩序ある土地利用を図ります。

④災害リスクを軽減するための土地利用

- ◆激甚化する自然災害から人命を守るため、災害リスクの高い地域においては、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて安全性の確保を図るとともに、都市機能や居住等、各種施設の立地抑制のための土地利用規制を検討し、「宇佐市国土強靱化地域計画」の実現に向けた適切な土地利用を推進します。

(1) ゾーンごとの基本方針

【都市計画区域内】

①市街地ゾーン

(1) 良好な市街地形成に向けた土地利用誘導を行うゾーン

- ◆商業系ゾーンでは、各拠点の役割や特性に適した都市機能を維持・集積するため、商業系土地利用を中心とした土地利用を図ります。
- ◆空き家・空き店舗・空き地等の低未利用土地については、各種都市機能の誘導や公共的空間の創出等、敷地およびその周辺の状況に応じた有効活用や、老朽化した危険な家屋の除却を図ります。
- ◆（都）柳ヶ浦上拜田線の沿線においては、沿道サービス施設や良好な住宅地を形成するための土地利用を図ります。
- ◆住居系ゾーンでは、ライフスタイルや居住地の選択による住み替え等を通じて、生活利便性が高く、災害リスクの低い地域への居住を誘導するとともに、地域に密着した道路整備、公園整備等により、安全、安心な市街地の形成を図り、子育て世代や高齢者が暮らしやすいまちづくりを目指します。
- ◆災害リスクの高い場所では、都市機能や住居等、各種施設の立地抑制のため土地利用規制を検討します。
- ◆既存の用途地域について、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

(2) 今後市街地としての位置づけを図るゾーン（新市街地ゾーン）

- ◆用途地域に隣接し、既に市街化が進んでいる地域やこれから市街化が進みそうな地域については、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制するとともに、住環境保全のため、必要に応じて用途地域の指定等を検討します。
- ◆JR 柳ヶ浦駅の南側については、交通結節機能を活かし、防災対策に配慮した都市基盤整備を図りつつ、市民の日常生活における利便性の向上に配慮した商業地等の土地利用とあわせて、JR 柳ヶ浦駅との連携について検討します。

②住宅地・集落ゾーン：農地と調和した住宅地・集落環境の維持・活性化を図るゾーン

- ◆地域コミュニティ組織等との連携により、コミュニティの維持・活性化を図ります。
- ◆用途白地地域における無秩序な開発や建築行為を抑制するため、特定用途制限地域の導入等を検討します。
- ◆JR 宇佐駅周辺は、市の観光拠点駅となる交通結節点であることから、景観・観光拠点を形成するために必要となる適切な土地利用を検討します。

③平野ゾーン：自然・田園環境を維持・保全し、共生を図るゾーン

- ◆本市の特性である広大な農地については、食料供給地・景観資源・災害防止機能等の観点から保全を基本とします。また、農地が荒廃しないよう担い手を育成するとともに、農地の利用集積を積極的に図り、現実的に再生困難な荒廃農地については、景観に配慮しつつ、各地区の特性に応じて用途転用や森林等への自然再生を検討します。
- ◆整備された集团的な優良農地や自然環境の保全に向けて、都市機能の立地や住宅開発の抑制を図ります。
- ◆下拝田工業団地をはじめとした宇佐 IC 周辺や本市西部の海岸部（県道中津高田線沿道等）を産業用地としての活用を図り、企業立地を推進します。

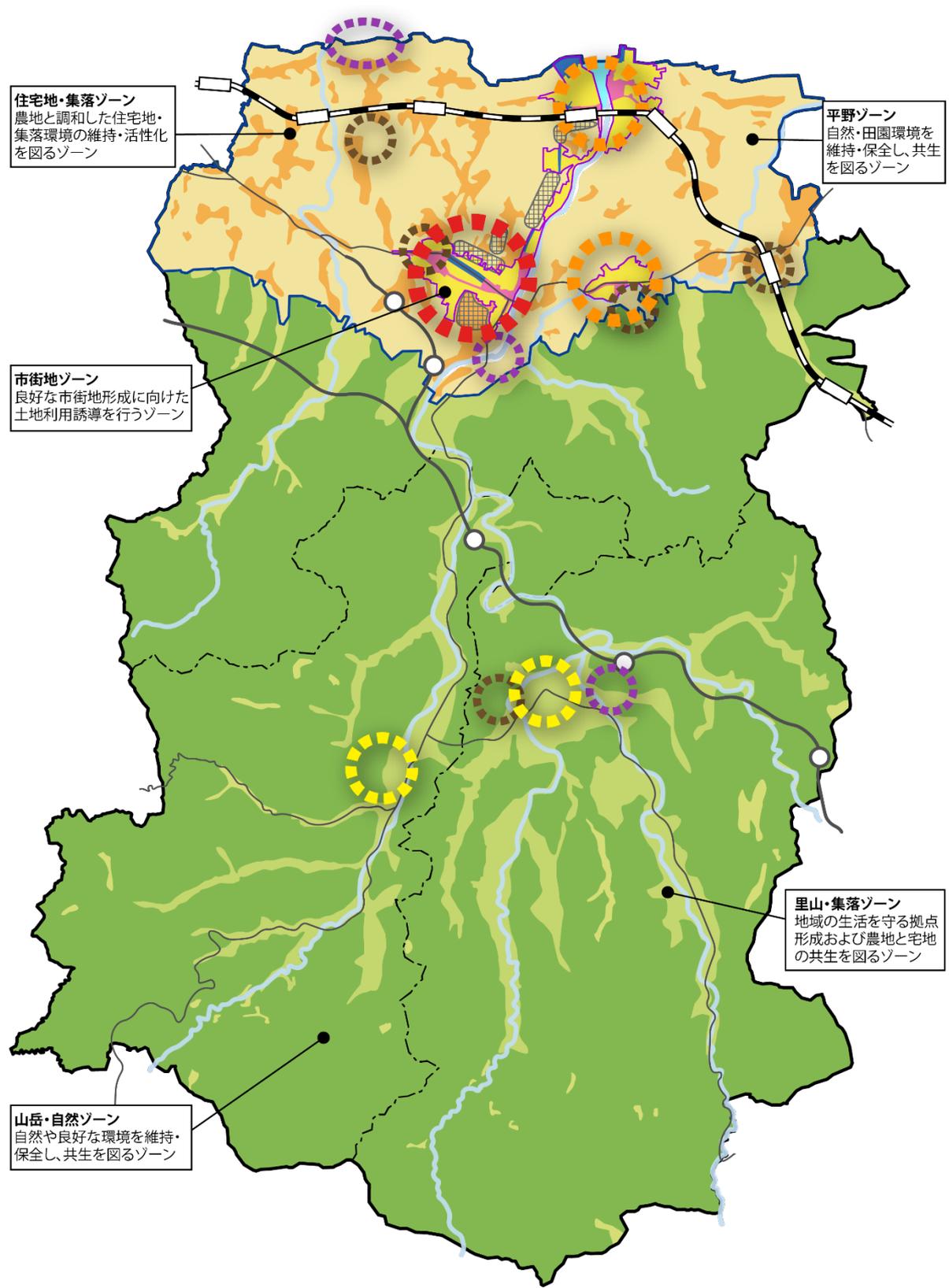
【都市計画区域外】

④里山・集落ゾーン：地域の生活を守る拠点形成および農地と宅地の共存を図るゾーン

- ◆集团的な優良農地は、食料供給地・景観資源・災害防止機能等の観点から保全を基本とします。また、現実的に再生困難な荒廃地については、景観に配慮しつつ、各地区の特性に応じて用途転用や森林等への自然再生を検討します。
- ◆地域生活拠点（安心院支所・院内支所周辺）は、市役所支所や商業・生活サービス施設等、生活に必要な都市機能の集積を活かすとともに、機能分散の抑制を図ります。
- ◆交通利便性の高い安心院 IC 周辺については、優良農地の保全と自然との調和に配慮しつつ、産業用地としての活用を図ります。
- ◆既存の集落地は、地域コミュニティ組織等との連携により、コミュニティの維持・活性化を図ります。

⑤山岳・自然ゾーン：自然や良好な環境を維持・保全し、共生を図るゾーン

- ◆山間地の自然環境については、宇佐平野と山並みからなるパノラマ景観や岳切渓谷等の景勝地の維持・保全に努めるとともに、レクリエーション空間としての活用を図ります。



凡 例		
【拠点】	【ゾーン】	
● 都心	市街地ゾーン	■ 住宅地・集落ゾーン
● 交流拠点	■ 住居系ゾーン	■ 平野ゾーン
● 生活拠点	■ 商業系ゾーン	■ 里山・集落ゾーン
● 産業拠点	■ 工業系ゾーン	■ 山岳・自然ゾーン
● 景観・観光拠点	■ 新市街地ゾーン	
		■ 都市計画区域
		■ 用途地域
		— 市域界
		- - - 地域界
		— 鉄道
		— 道路
		— 河川

図 土地利用方針図

2. 道路・交通体系の整備方針

【基本的な考え方】

本市の広域交通網は、東九州自動車道の整備によって飛躍的な向上を果たし、広域幹線道路の整備も着実に進みました。一方で、産業構造の変化や自動車社会の進展等により道路の交通需要は年々増加しており、市民の生活を支える重要な都市基盤として、安全で利用しやすい道路整備が求められています。そこで、今後は限られた財源の中、広域的視点や市民の利便性を考慮し、効率的かつ計画的な道路整備を促進する必要があります。

公共交通については、市内に6駅ある鉄道を本市の公共交通の骨格として、民間事業者が運行する路線バス、路線バスの補完的役割として市が主体となって運行するコミュニティバスで構築されていますが、人口減少や交通手段が自家用車中心であること等により鉄道や路線バス、コミュニティバスの利用者は年々減少しています。しかし、超高齢社会の進展に伴い、自家用車を利用できない高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となってきていることから、今後は利用者ニーズに応じた運行形態の見直しや公共交通機関相互の連携強化が求められています。また、地域の様々な団体との協働によるデマンド型交通等の導入や地域の輸送資源の有効活用等、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な公共交通ネットワークの構築が求められています。

このような課題を踏まえ、本市の道路・交通体系の基本方針について、以下のように設定します。

道路・交通体系の基本方針

①都市間・地域間の連携を強化する広域交通ネットワークの充実

- ◆都市間・地域間の連携や交流、産業・観光の活性化に向けた広域的な道路交通体系の構築を目指します。
- ◆一般国道、主要地方道等の改良整備を求めることにより、広域的なアクセス強化を図るとともに、主要幹線道路の整備を推進し、市街地と市街地、市街地と地域の拠点との連携強化に努めます。
- ◆市道は、地域の生活に密着した道路として改良や維持補修に努め、市民の安全性、機能性および利便性の確保を図ります。

②安全・快適な道路環境の整備と歩行者目線によるまちづくり

- ◆高齢者や子育て世代が暮らしやすいまちづくりに向けて、身近な生活道路を中心に交通安全施設の充実やバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間・自転車通行空間の整備に努めます。
- ◆歩行者の目線に立った歩行空間の確保を推進し、地域の特色を活かした、歩きたくなるまちづくりを目指します。

③公共交通機関の利便性の向上

- ◆公共交通空白地の解消や既存公共交通の運行形態を調査・研究するとともに、デマンド型交通の導入等の取組を進め、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な公共交通ネットワークの構築を目指します。

(1) 道路整備の基本方針

① 広域交通体系の機能向上と広域交通へのアクセス向上

- ◆都市間・地域間の連携や交流、産業・観光の活性化に向けた広域的な道路交通体系の構築を目指し、東九州自動車道（宇佐別府道路）の4車線化および院内ICの双方向化、宇佐国見道路のルート検討等、高規格な道路の整備を推進します。
- ◆九州自動車道や宇佐別府道路、東西を横断する国道10号は、県北地域の道路交通体系の中心的役割を担う広域連携軸として、高速交通ネットワークの構築を推進します。
- ◆県道中津高田線は、周辺都市との広域的連携を担う県北連携軸として、自動車交通の安定した流動を確保しつつ、公共交通の速達性の確保等、広域的な都市軸の形成を図ります。

② 市内各地域の道路ネットワーク強化

- ◆国道387号、国道500号、県道佐田駅川線、県道宇佐本耶馬溪線、県道和気佐野線は、市内の各地域をつなぐネットワークとして、日常生活の利便性向上と非常時の防災機能の向上を図ります。

③ 市街地内の道路環境の整備

- ◆市内の生活道路については、改善が進んでいない路線も多いことから、早急な改善が望まれ、都市計画マスタープラン策定の際に行ったアンケート調査においても「安全な歩行空間を確保するための歩道の整備」が上位にあります。このため、既存の市街地内の道路の拡幅や歩道等の整備を行い、子どもや高齢者が歩いて暮らせる安全・安心なまちづくりを目指します。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間・自転車通行空間の整備に努めます。
- ◆都市計画決定されているものの、長期にわたり未着手となっている路線については、整備の必要性について検証し、再編を含めた検討を行います。
- ◆中心市街地の活性化やまちの顔づくりを進めるため、電線類の無電柱化や景観に配慮した電柱・照明・標識の整備、本市の特性に適合した街路樹の整備等に努めます。

(2) 道路体系（道路ネットワークの整備方針）

道路整備の基本方針を踏まえ、下記のように道路の機能分類を行います。

① 主要幹線道路……広域交通体系の機能向上と広域交通へのアクセス向上を図る道路

- 東九州自動車道（（都）三光宇佐線・（都）久々姥山本線）※
- 宇佐道路・宇佐別府道路（一部（都）久々姥山本線）※
- 国道 10 号（（都）清水久々姥線・（都）山下法鏡寺線・（都）佐野富山線）・国道 213 号※
- 国道 387 号（（都）柳ヶ浦上拝田線）・県道宇佐本耶馬溪線※
- 国道 500 号※
- 県道佐田駅川線（一部県道山香院内線）※
- 県道中津高田線（（都）順風神子山線・（都）松崎住吉線・（都）黒川松崎線）※

路線名の末尾に※が付いている路線は県が指定する緊急輸送道路

② 地域間幹線道路……市内各地域との道路ネットワークの強化を図る路線

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○（都）豊前善光寺大塚線（県道豊前善光寺停車場線・県道宇佐インター線）※○（都）長洲北宇佐線（県道長洲宇佐神宮線）○県道和気佐野線（フラワーロード）○県道尾永井猿渡線○県道宇佐本耶馬溪線（一部（都）豊前善光寺大塚線）○県道山袋久々姥線○県道長洲宇佐線○県道下矢部宇佐線 | <ul style="list-style-type: none">○県道山香院内線○県道佐田山香線○県道安心院湯布院線○県道鳥越湯布院線○県道津房木裳線○県道久木野尾尾立線○県道円座中津線○県道耶馬溪院内線○県道落合芥藤線○県道下恵良九重線○広域農道 |
|---|--|

路線名の末尾に※が付いている路線は県が指定する緊急輸送道路

③ その他の幹線道路・生活道路……市街地内の道路環境の整備を図る路線

<p>(幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (都) 四日市東部線 ○ (都) 上田四日市線 ○ (都) 上町港線 (県道長洲港線) ○ (都) 長洲港坂の上線 ○ (都) 柳ヶ浦駅北線 ○ (都) 江須賀小松橋線 ○ (都) 山本下拝田線 	<p>(補助幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (都) 四日市中央線 ○ (都) 本町通り線 ○ (都) 上田樋田線 ○ (都) 辛島閭線 ○ (都) 小倉別府線 ○ (都) 宇佐神宮西部線 ○ (都) 神宮風土記の丘線 ○ (都) 中町中浜線 ○ (都) 西港町長洲東部線 ○ (都) 金屋上町線 ○ (都) 金屋坂の上線 ○ (都) 江須賀線
<p>(生活道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要市道 	

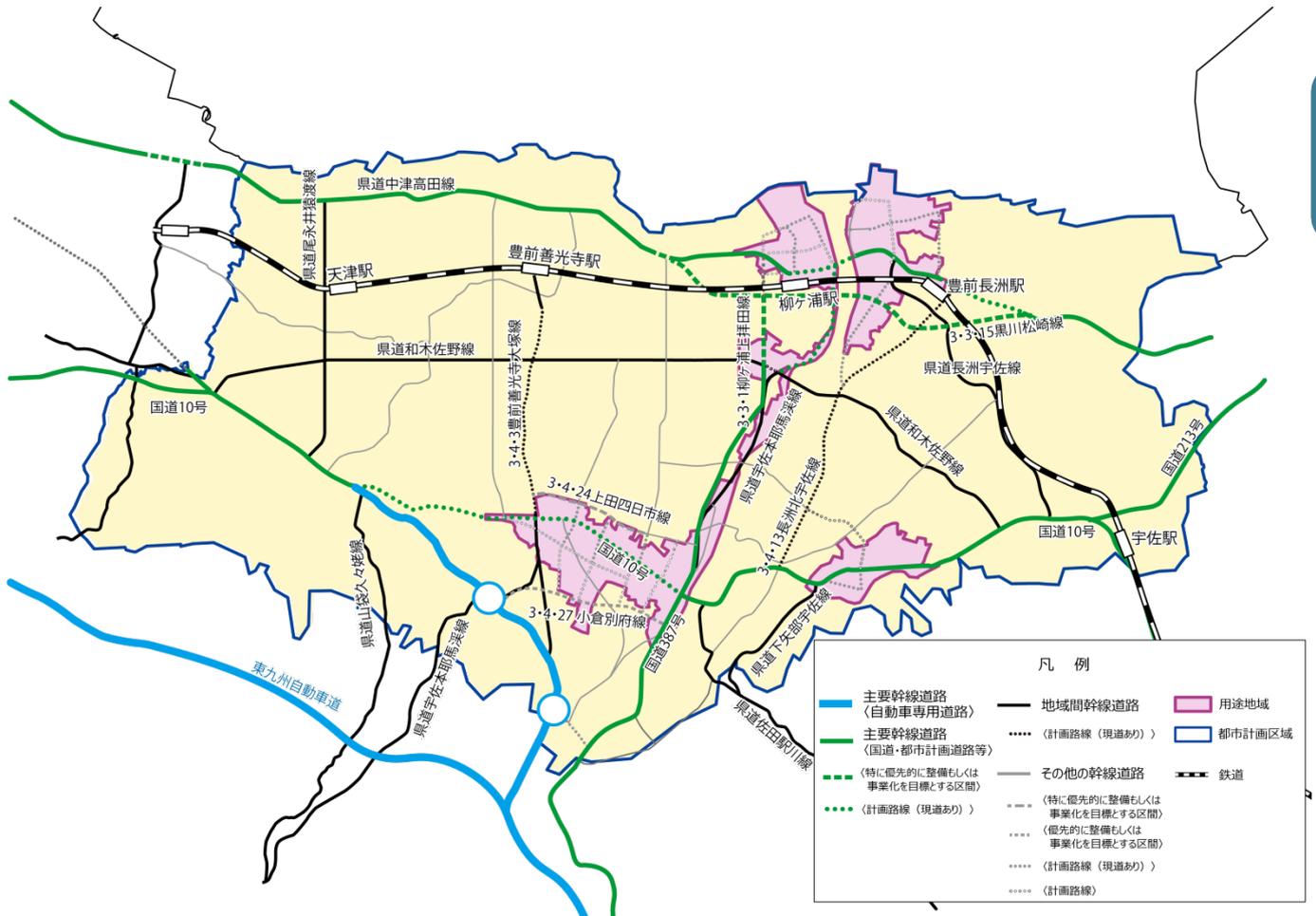
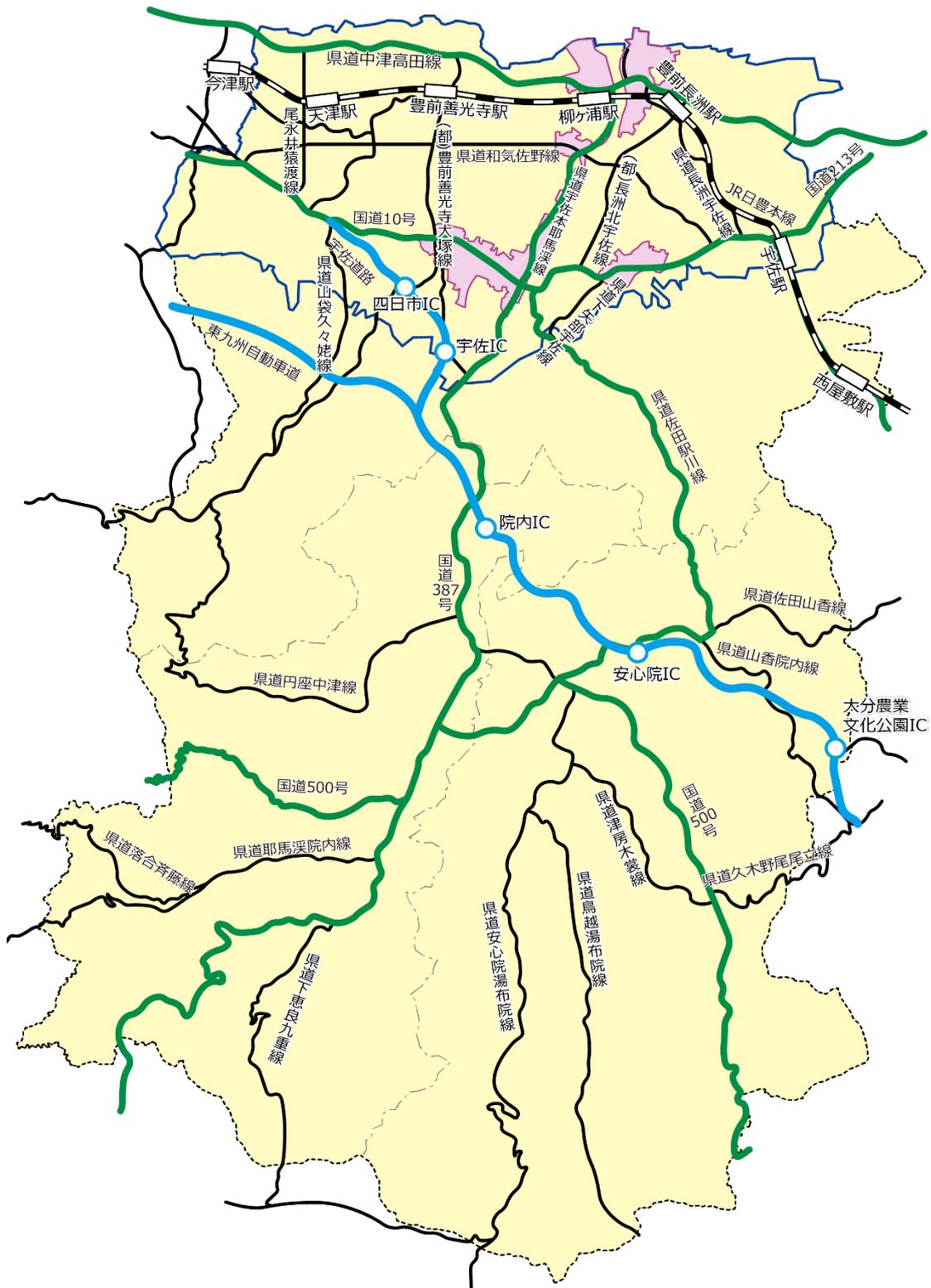


図 道路整備方針図 (都市計画区域内)



凡 例	
	主要幹線道路(自動車専用道路)
	主要幹線道路(国道・都市計画道路等)
	地域間幹線道路
	用途地域
	都市計画区域
	市域界
	地域界
	鉄道

図 道路整備方針図

(3) 鉄道

超高齢社会の中で、公共交通機関である鉄道やバスは、高齢者や子ども、市外からの来訪者にとって必要不可欠な交通手段となっています。

【方針】

- ◆本市には6つの鉄道駅がありますが、JR 柳ヶ浦駅を玄関駅、JR 宇佐駅を観光拠点駅に位置づけ、交通結節機能の強化を図ります。
- ◆JR 柳ヶ浦駅については、本市の玄関駅としてふさわしい駅前広場や駐車場の整備・充実、アクセス道路の改善、鉄道とバスの公共交通機関の連携強化を図るとともに、中心市街地や観光地等との連携強化に努めます。
- ◆JR 宇佐駅については、バリアフリー化を促進するとともに、市街地・国道沿線地域複合施設との連携強化や安心院・院内の観光地等との連携により、広域的な観光ネットワークの形成を目指します。



▲JR 柳ヶ浦駅周辺整備（イメージ図）

(4) バス交通等

バス交通等については、運行本数の減少等により、市民にとっては利用しにくい交通機関となっているのが現状です。しかし、超高齢社会の到来に伴い公共交通機関の役割は重要となってきたことから、利用者ニーズに応じた運行形態の見直しや公共交通機関相互の連携強化、公共交通空白地の解消や交通弱者に対する日常の交通手段の確保対策が必要となっています。

【方針】

- ◆地域の様々な団体との協働によるデマンド交通の導入等の取組を進めるとともに、既存の公共交通を含む地域の輸送資源の有効活用等について検討し、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ◆また、ICT（情報通信技術）を活用した交通需要マネジメント等の新たな交通システムのほか、自動運転や自動車のシェアリングシステム等についても、公共交通を補完するものとして検討します。

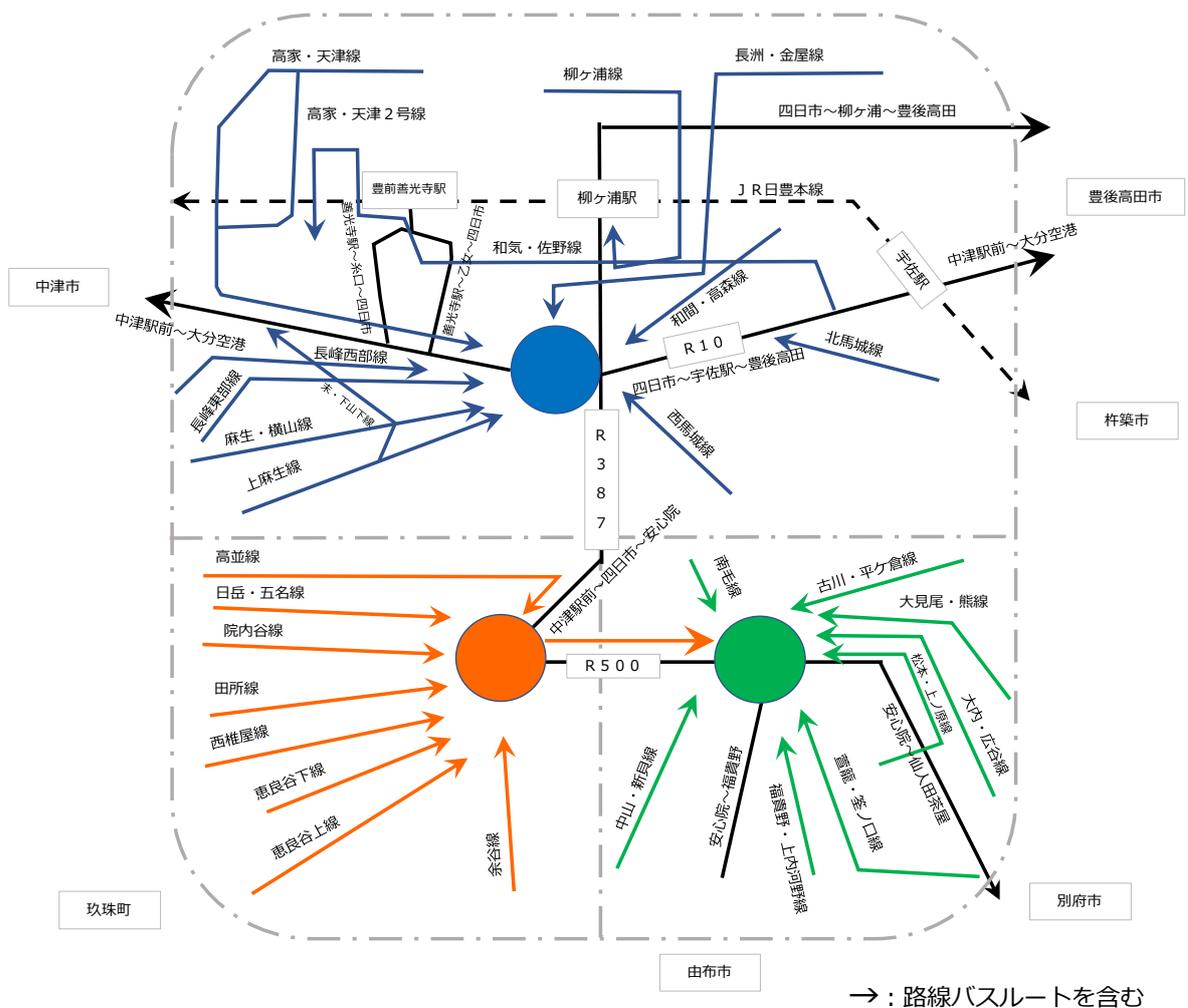


図 公共交通のネットワーク図

3. 公園・緑地の整備方針

【基本的な考え方】

公園や緑地は、コミュニティの場として市民に安らぎや憩いの空間を提供するだけでなく、環境の保全や災害時の避難場所といった機能を果たすことから、安全・安心で快適な生活を送る上で重要な要素となっています。

本市は広大な田園をはじめ、市を南北に貫く駅館川の水辺の緑、耶馬日田英彦山国定公園の一角を形成する森林等、豊富な緑に恵まれています。今後は、「グリーンインフラ」の観点から緑や水といった資源を将来にわたり保全していくとともに、ネットワーク化やグリーンツーリズム等との連携を図り、本市の特色を活かしたまちづくりへの活用が求められています。また、本市には、響山地区公園や鷹居地区公園といった都市公園のほか、宇佐市総合運動場、平成令和の森スポーツ公園等が整備されていますが、地区によっては身近に訪れることのできる公園が少ないところもあります。今後は「定住満足度日本一」のまちづくりに向けて、身近な自然資源として公園・緑地の価値を再認識し、市街地における適正な都市公園の配置や整備に努めるとともに、本市の歴史や自然を活かした新たな公園施設の整備を検討します。

(1) 公園・緑地整備の基本方針

① 緑と水の環境の保全・継承

県下一の穀倉地帯である宇佐平野には広大な田園が広がり、新緑や麦秋の景色は本市の代表的な景観となっています。また、市を南北に縦断する駅館川は本市の水と緑の骨格を形成しており、中山間地から九州の屋根である九重山系に通じる森林地帯は市の面積の60%を占めています。

このように、本市は豊かな緑に恵まれています。また、あまりに身近な存在であるため、市民にとって緑は「保全すべき貴重な資源」との意識が薄く、ともすれば乱開発により簡単に減少していくおそれがあります。

緑には、私たちに安らぎや憩いを提供してくれる役割だけでなく、地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素を吸収する効果があるとともに、ヒートアイランド現象といった気温の上昇を抑える効果があるなど、地球環境の面からも有意義な存在です。

【方針】

- ◆一度開発された土地を再び元の状態に戻すことは非常に困難であり、また、緑や水辺は人間だけでなく自然界の様々な生物や循環に影響を与えるかけがえのない存在であるということを認識するためにも、今後は市民が緑にふれあい親しむことのできる取組を進めるとともに、開発と保全のバランスを図り、貴重な資源として将来にわたり保全することを目指します。

②都市公園等の整備と適正な配置

市街地における公園は、そこに住む人たちのコミュニケーションを深める場であるとともに、災害時の避難場所や雨水貯留・浸透機能の向上等に資する役割を果たしていますが、市街地には公園が不足していると言えます。特に、中心市街地である四日市・駅川市街地では、市民が身近に訪れることのできる公園が十分に整備されていません。

【方針】

- ◆都市部における市民生活の質の向上や安全性の確保を図るため、「宇佐市緑の基本計画」に基づき市街地における適正な公園の配置や整備に努めるとともに、整備に着手している西大堀地区公園・法鏡寺廃寺跡公園の整備を推進します。また、整備後の時間的な経過を踏まえ、市民ニーズに合わせた改修・整備を推進するとともに、市街地内の低未利用地については公園等の都市的オープンスペースとしての活用を検討します。

表 都市公園・その他公園

	公園種別	名 称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率 (%)	備 考	
都市計画公園	1	柳ヶ浦児童公園	0.40	0.40	100.0		
	2	住吉児童公園	0.20	0.18	90.0		
	3	新町児童公園	0.13	0.13	100.0		
	4	街区公園	原児童公園	0.27	0.27	100.0	用途地域外
	5	坂ノ上児童公園	0.15	0.15	100.0		
	6	城井児童公園	0.46	0.46	100.0	用途地域外	
	7	金屋公園	0.43	0.43	100.0	用途地域外	
	8	近隣公園	妙見池近隣公園	1.10	1.10	100.0	
	9	地区公園	響山地区公園	8.20	8.20	100.0	用途地域外
	10		鷹居地区公園	4.10	4.10	100.0	用途地域外
	11		西大堀地区公園	3.10	0.0	0.0	
計			18.54	15.42	83.2		
その他公園	1	法鏡寺廃寺跡公園					
	2	スポーツ公園					
	3	小山田記念公園					
	4	音の調べ通り公園					

③ 緑と水、ツーリズムとの連携による特色あるまちづくり

本市には、響山地区公園や鷹居地区公園、妙見池近隣公園といった自然環境を活かした都市公園に加え、都市公園以外にも、宇佐風土記の丘や宇佐市総合運動場、平成令和の森スポーツ公園等が整備されていますが、効果的に活用されていない施設もあります。

【方針】

- ◆市民アンケートの結果からも、「河川敷等の水辺や森林等を活かした自然体験型公園の整備」を望む声が多いことから、駅館川に沿って整備されているサイクリングロードや桜つつみ公園等の緑と水のネットワーク化を図るなど、緑や水辺を身近に感じてもらえるような整備を検討します。
- ◆農山漁村の緑は、それ自体が生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観として市民共有の財産であることから、観光・交流・地域づくりが一体となった「ツーリズム」との連携を推進し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。

④ 市民による緑化の推進と花いっぱい運動の拡大

緑化の推進に向けては、行政の取組だけでは限界があり、今後は市民一人ひとりが緑のまちづくりを担う主体であるという意識を持ってもらうことが必要です。

【方針】

- ◆市民・NPO・ボランティア団等や企業・事業所等と力を合わせ、民有地の緑化や身近な道路の緑化、公園等の植栽の維持・管理等、市民レベルによる緑化の推進体制の構築を図ります。
- ◆市民ボランティアによる花いっぱい運動の取組を促進します。
- ◆民間の資金、技術、経験等を活かした魅力ある公園づくりの手法として、公募設置管理制度（Park - PFI）の活用の可能性について検討します。



▲花いっぱい運動の取組

(2) 緑地の確保、都市公園の整備目標

① 緑地の維持・確保

本市の土地利用は全体の 60%を森林が占めています。また、公園や河川等により、平野部においても比較的緑地が確保されていますが、今後、宅地、道路等の都市的土地利用により、緑地面積が減少することも予測されます。

【方針】

- ◆ 都市的開発との調整を図りつつ、緑地の減少を極力抑えるとともに、保全すべき緑地の指定や公園等の整備により、将来にわたり緑の維持・確保に努めます。
- ◆ 宇佐神宮の樹林地や市街地に点在する社寺林は市街地の貴重な樹林であり、その永続性を図るため、特別緑地保全地区等への指定を検討します。また、東部の丘陵地は、風致地区等の指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努めます。

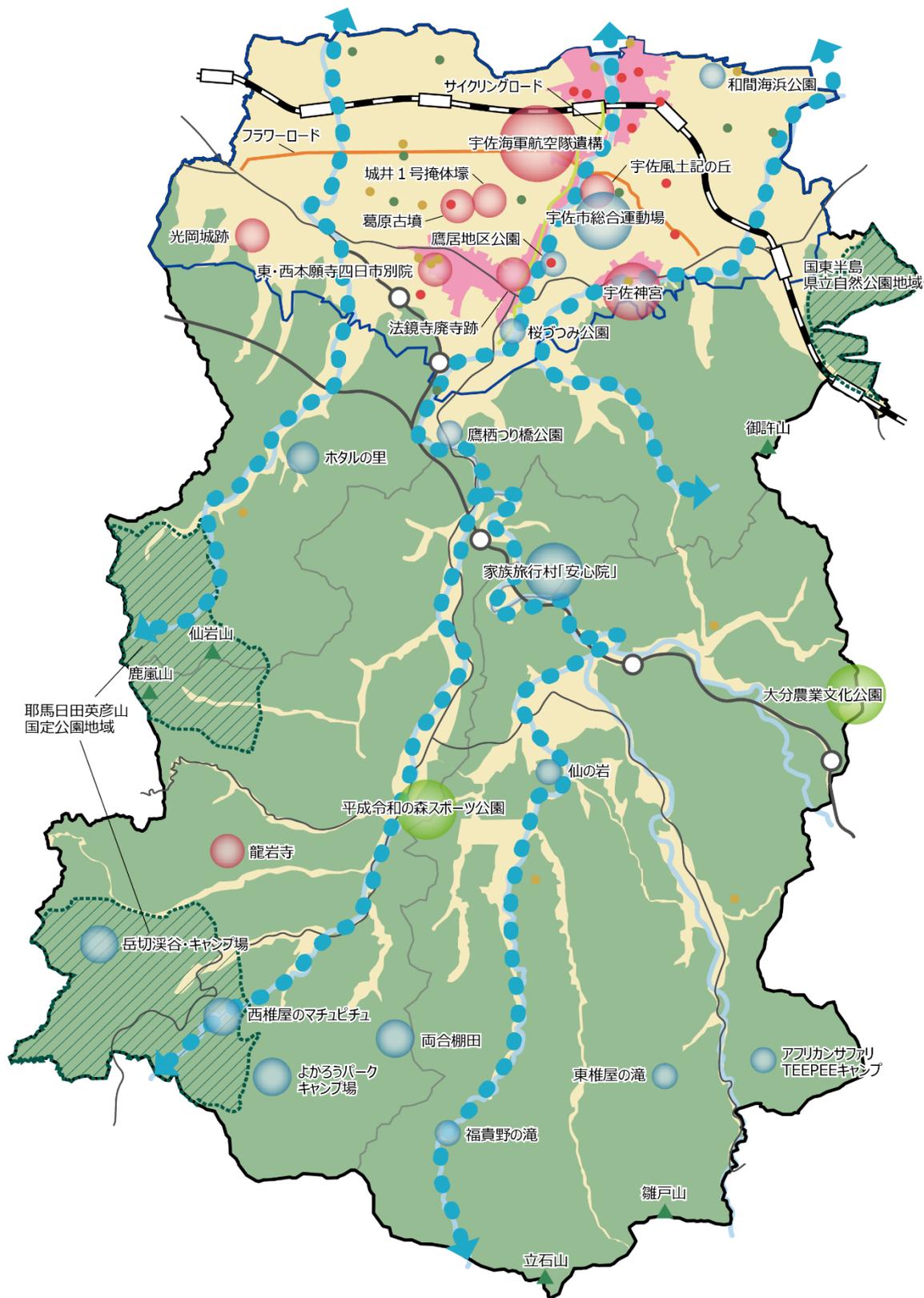
② 都市公園の整備目標

【方針】

- ◆ 地域の実情に配慮するとともに、「宇佐市緑の基本計画」に基づき市民一人あたりの都市公園面積、誘致距離を勘案し、計画的な都市公園の整備を推進します。



▲ 響山地区公園



凡 例					
●	広域圏レクリエーションの核となる公園	●	都市公園		自然公園区域
●	歴史的風土を形成する緑の拠点	●	農村公園		都市計画区域
●	レクリエーションの場となる緑の拠点	●	その他公園		用途地域
	水のネットワーク				

図 公園・緑地整備方針図

4. 安全・安心なまちづくりの方針

【基本的な考え方】

本市では、南海トラフ地震、周防灘断層群主部を震源とした地震、それに伴う津波災害、また、がけ崩れ、地すべり、土石流災害といった山地に起因する災害の発生が想定されます。そのため、災害に強い都市基盤づくりを推進するとともに、防災体制の確立や市民の自主防災体制の充実等により、官民一体となった災害対応能力の強化を図ります。また、可能な限り災害リスクの低い区域への各種施設や住宅等の誘導を図るとともに、災害リスクの高い区域における、安全確保や関係法令に基づいた土地利用規制等により、安全・安心な居住環境の形成を図ります。

また、全国的に高齢者に対する特殊詐欺や女性・子どもを対象とした事件が多発し、犯罪態様も凶悪化・多様化しています。犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを実現するため、市民一人ひとりが防犯意識を持って、犯罪被害にあわないための行動を心がけることが必要です。本市においても、自主防犯組織による積極的な防犯活動や各種防犯対策が実施されているため、組織の強化と地域リーダーの育成に努めます。

さらに、市民アンケート調査において、本市が将来どのようなまちであればよいかを尋ねたところ、「福祉・医療の充実したまち」との意見が最も多く、健康・医療・福祉の視点を重視しながらまちづくりを推進していくことが必要です。超高齢社会の到来に対応するため、多くの高齢者が地域において活動的に暮らせるとともに、助けが必要な高齢者に対しては、「地域包括ケアシステム」とまちづくりとの連携等により、地域全体で生活を支えることができる社会の構築を目指します。

(1) 災害に強いまちづくりの方針

①災害の未然防止事業に関する計画

- ◆災害の発生を未然に防止するため、土砂崩れやがけ崩れ等の危険箇所の改修、水害に強いまちづくりのための河川改修、農地の有効活用等による流域の保水・遊水機能の向上を図ります。
- ◆人口動態等を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能の誘導を図ります。また、災害リスクの高い区域においては、土地利用規制等を検討するとともに、ハード・ソフトを柔軟に組み合わせた施策による安全性の確保を図ります。

②都市防災の推進に関する計画

- ◆道路や公園・緑地等は、災害時の避難路や避難場所、延焼遮断といった防災空間としての機能を備えており、都市防災の観点からこれら都市基盤施設の整備を推進します。また、避難場所となる学校施設、建物等の耐震化やライフラインの耐震化、ブロック塀等の倒壊防止、防災備蓄品の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- ◆緊急輸送道路については、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や市民の被害の妨げにならないよう、未整備箇所の整備促進、沿道の建築物の耐震化を促進するとともに、防災拠点となる施設から緊急輸送道路へのアクセスの確保に努め、緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

- ◆安全な避難経路や緊急車両の通行を確保するため、既成市街地の狭あい道路については、建築物の更新等に合わせ、拡幅や改善整備を推進するとともに、災害時におけるライフラインの安全性を高めるため道路の無電柱化を検討します。
- ◆ハザードマップの整備を推進し、危険場所や避難場所の周知を図るとともに、防災情報システムを活用した情報の共有化と迅速な避難の実施に努めます。
- ◆「宇佐市地域防災計画」に基づき、災害時に避難場所や災害応急対策活動および情報通信等のベースキャンプとなる防災拠点の整備を推進します。
- ◆災害発生時に、地域の防災拠点や広域的な防災拠点等の機能を有する国道沿線地域複合施設の整備を推進します。

③防災体制の強化に関する計画

- ◆防災関係機関相互の緊密な連携・協力体制の確立を図り、災害を未然に防ぐための防災パトロールを実施するとともに、市民からの情報収集に努めます。
- ◆災害時の情報伝達手段について、スマートフォンを活用した防災アプリの導入、SNS の活用、障がい者等への FAX の送信、戸別受信機を必要とする世帯への貸与等、手段の多様化・充実に努め、市民への効果的な情報伝達を推進します。
- ◆災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要配慮者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進します。
- ◆市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災学習会を実施する等、自主防災組織の活性化と市民の防災意識の高揚を図ります。
- ◆消防・救急・救助体制の充実を図るとともに関係機関との連携強化に努めます。

④復興事前準備の取組

- ◆被災後、速やかに復旧・復興まちづくりに着手できるよう、「宇佐市地域防災計画」等に基づいた防災対策の推進、復興事前準備等、必要な取組を進めます。

(2) 防犯まちづくりの方針

①防犯環境の整備

- ◆警察署・防犯協会等と連携を取り、情報収集を行いあらゆる広報媒体を活用して、情報の共有・提供を図ります。
- ◆地域の自主的な防犯活動として行う防犯灯や防犯カメラの設置に対する支援や市が設置するみまもり灯等により、防犯環境の整備に努めます。

②総合防犯体制の確立

- ◆関係団体と連携を図り、安全安心パトロール隊を育成し、地域ぐるみの安全活動を積極的に推進するとともに、市民・警察・防犯協会・行政が一体となり総合防犯体制の確立を目指します。
- ◆要配慮者利用施設においては、非常通報装置の設置等、防犯対策を促進します。

(3) 健康・医療・福祉のまちづくりの方針

①健康まちづくりの推進

- ◆超高齢社会に対応するため、居心地がよく歩いて暮らせるまちづくりを推進することで、高齢者等の外出を促し、健康寿命の延伸を目指します。
- ◆災害リスクが低い駅館川東岸部において、スポーツ・医療・防災が連携した市民の憩いと健康づくりができる環境の整備に努めます。

②医療・福祉・子育て環境の充実

- ◆市内の各地域における生活利便性を確保するため、各拠点の医療・福祉・子育て施設の維持・強化を図ります。
- ◆誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- ◆高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう市が設置、管理する建築物や道路、公園、駐車場等について、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。
- ◆子育て世帯に配慮した住まいづくりの促進や子育て支援機能の充実等、市民の多様なライフスタイルに対応し、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に努めます。



▲新宇佐高田医師会病院・地域成人病検診センター【仮称】(イメージ図)

5. 環境共生の方針

【基本的な考え方】

利便性や経済性を優先させた社会経済活動等により、地球温暖化、異常気象等の地球規模での環境問題が深刻化しています。このような中、市民の環境保護に対する関心も高まってきており、脱炭素社会の実現や循環型社会の実現に向け、良好な自然環境や生活環境を適切に保全管理し、貴重な財産として次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、市民の環境保護に対する啓発、普及に努めるとともに、行政と事業者が協力しながら環境負荷を軽減する取組を進めます。

また、美しい海岸線や清流の河川を守るため、植物群落等の保全に留意しながら、護岸、親水空間の整備を行うとともに、汚水処理対策を推進します。上流地域においては、水源のかん養等の公益的機能を高めるために、適正かつ計画的な森林保全に努めます。

さらに、近年、都市の持続性に対する意識の高まりが世界的な潮流になる中、都市全体としての脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用や環境保全活動団体の育成および温暖化対策に関する啓発等の脱炭素化への取組を進め、二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指します。

(1) 環境共生型都市づくりの方針

- ◆用途地域内を中心とする市街地ゾーンについては、既存の緑地の保全に努めるとともに、公共施設や身近な道路等の生活空間の緑の創出を図ります。
- ◆市街地周辺の田園と住宅が混在する住宅地・集落ゾーンおよび平野ゾーンについては、都市的土地利用と農地との共存に配慮し、自然環境と調和のとれた開発を図ります。
- ◆都市計画区域外の里山・集落ゾーンおよび山岳・自然ゾーンについては、本市の象徴である駅館川の上流地域であることから、地域住民の生活利便性の向上に配慮しつつ、水質の向上や水源のかん養といった公益的機能を高めるため適正かつ計画的な森林保全に努め、自然環境の維持・共生を図ります。
- ◆本市の良好な自然環境を貴重な財産として次世代に引き継いでいくため、「宇佐市環境基本計画」に基づき、計画的な環境の保全・創造に関する施策を推進します。

(2) 循環型社会形成の方針

- ◆「宇佐市環境基本計画」、「宇佐市地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ◆電気式生ごみ処理機の助成やコンポスト等の支給による循環型社会の実現、ごみの減量化・再資源化に対する意識啓発、食品ロス対策によるフードドライブ等の実施によるごみの減量に向けた4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進に努めます。

〈本市において考えられる新エネルギー〉

- 太陽光発電・太陽熱利用
- バイオマスエネルギー：林産資源・農産資源・畜産資源・廃食用油（BDF）等
- 中小規模水力発電
- クリーンエネルギー自動車 等

(3) 脱炭素社会形成の方針

- ◆脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用やクリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、環境保全活動団体の育成および温暖化対策に関する啓発等の脱炭素化への取組を進めます。

(4) 環境保護の啓発・教育の方針

- ◆自然を大切にし、資源・環境・エネルギー問題に取り組む心を育むため、市民への啓発活動や学校・地域での環境活動を推進します。
- ◆乱開発を防止するため、事業者に自然保護に配慮するよう周知に努めます。

(5) 下水道の整備方針

「宇佐市生活排水処理施設整備構想」に基づき、効率的な施設整備および維持管理に努めます。

①公共下水道の整備

- ◆公共下水道処理区域内においては、接続率の向上を図るとともに、雨水排水対策について計画的な整備等を推進します。
- ◆用途地域等を考慮しながら、公共下水道処理区域の見直しおよびその他排水処理施設事業との連携強化を図ります。

②都市下水路の整備

- ◆家屋への浸水解消や生活環境整備を図るため、都市下水路の維持・管理に努めます。

③その他排水処理施設の整備

- ◆農業集落排水処理区域については、施設・機械の老朽化に伴う更新事業を実施し、適正な維持管理に努めます。
- ◆集合処理区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

6. 景観形成に関する方針

【基本的な考え方】

豊かな水と長い海岸線、そして広大な緑が織りなす本市の自然は、有用な価値を持った限りある資源であり、この風土の中で調和してきた歴史的なまちなみは、市民の日常に溶け込んだかけがえない財産として、生活に安らぎと潤いを与える大きな役割を持っています。今後は、海・山・川等の自然景観の保全に努めるとともに、歴史的なまちなみ等の景観整備を図る必要があります。

(1) 景観計画に基づく良好な景観形成の推進

- ◆「宇佐市景観計画」に基づき、市民・事業者・行政が協働のもと、自然環境の保全や都市環境の美化に努め、快適で美しい魅力ある都市景観の形成を図ります。
- ◆なお、本市は海・山・川等の自然景観が大きな財産となっており、歴史的な景観等とあわせ個性ある本市の景観を保全・形成していくため、「宇佐市景観計画」の区域は市全域を対象とします。

(2) 景観形成の方針

①自然景観

- ◆豊かな自然と景観の保全に向けて、無秩序な開発を抑制し緑地や山林の保全に努めます。
- ◆大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、良好な眺望景観や地域固有の景観を阻害しないことを「宇佐市景観計画」に盛り込むとともに、「再生可能エネルギー発電事業者と地域との調和に関する条例」に則し景観保護に努めます。

〈景観資源〉

国東半島県立自然公園地域、御許山、和間海浜公園、和間海浜公園をはじめとする海岸景観を特徴づける松林、干潟、仙の岩、耶馬日田英彦山国定公園地域、鹿嵐山、岳切溪谷 等

②歴史的・文化的景観

- ◆市内に数多く点在する歴史的建造物、歴史的まちなみの保全とそれらを活かした景観の形成を図ります。

〈景観資源〉

宇佐神宮、宇佐神宮の緑、東西本願寺四日市別院、四日市門前町、伝統的な町家、造り酒屋、桜岡神社、陣屋門、宇佐風土記の丘、鷹栖観音堂、豊前芝原善光寺、東光寺五百羅漢、光岡城跡、城井一号掩体壕、深見五重の塔、鏝絵のあるまちなみ、石橋 等

③農山漁村景観

- ◆本市固有の美しい農山漁村景観の保全に努めるとともに、ツーリズムと連携して、田園や農山漁村の維持・形成を図ります。

〈景観資源〉

宇佐平野、田園風景、県下随一の穀倉地帯、柳ヶ浦・長洲地区の漁村、ブドウ団地、日本型グリーンツーリズム発祥の地・先進地、両合棚田 等

④市街地・道路景観等

- ◆歴史的まちなみを活かした景観形成に努めます。
- ◆電線類の地中化や屋外広告物の規制、誘導、建築物の形態規制等による良好な沿道景観の形成を検討します。

〈景観資源〉

四日市・駅川地区、宇佐神宮周辺、JR 柳ヶ浦駅周辺、JR 宇佐駅周辺、国道 10 号沿道、官庁街、各種施設 等

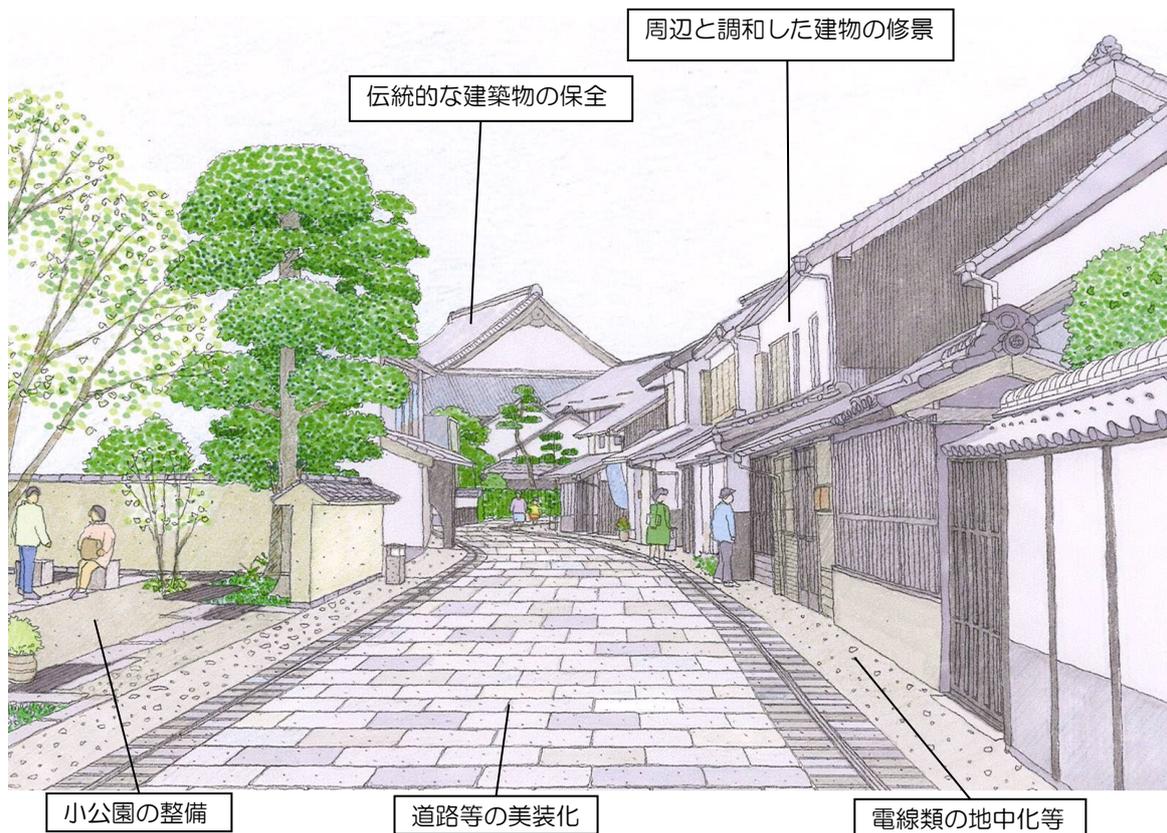


図 歴史的景観



▲四日市地区街なみ環境整備（横町通り）



▲宇佐地区街なみ環境整備（勅使街道）

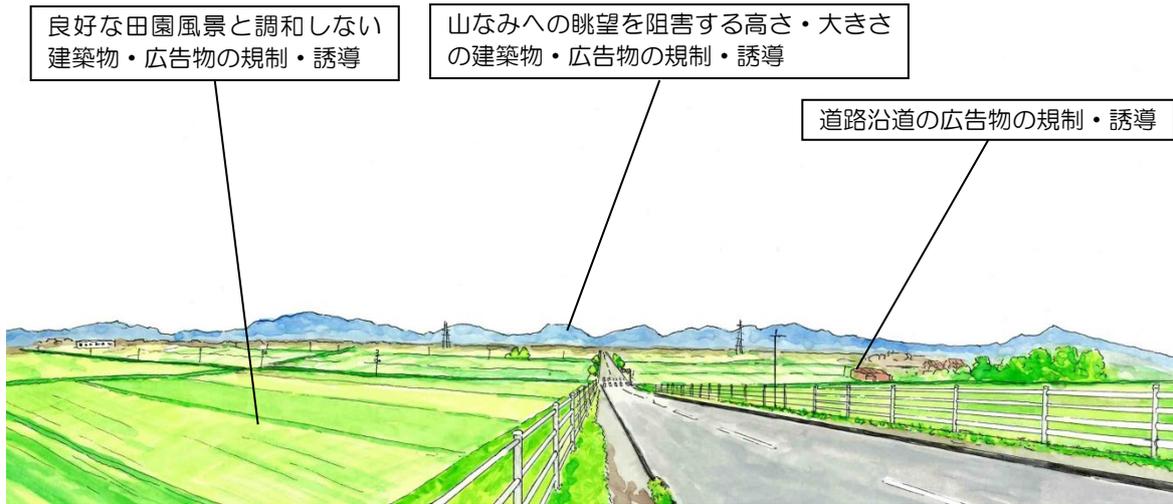


図 農村景観



▲自然景観：仙の岩



▲歴史的・文化的景観：石橋（鳥居橋）



▲農山漁村景観：宇佐平野



▲市街地・道路景観：官庁街（宇佐市役所）

7. 交流するまちづくりの方針

【基本的な考え方】

本市には、広大な農地や山林、漁村といった自然的資源や宇佐神宮、宇佐海軍航空隊跡、石橋、鰻絵等の歴史遺産が数多く存在しています。また、本市を含む4市1町1村において「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が「世界農業遺産」に認定され、さらに本市の「平田井路・広瀬井路」が「世界かんがい施設遺産」に認定されました。今後は、これらの地域資源を活用したツーリズムの取組等、地域資源の活用の強化が求められます。

「交流満足度日本一」を目指す本市では、地域資源を活用した観光と交流を推進し、交流人口の増加による地域の活性化や訪れた人も満足度の高いまちづくりを進めます。また、次代を担う子どもたちが、本市で生まれ育ったことを誇りに思えるようなまちづくりを推進し、定住人口の増加につなげます。

(1) 交流するまちづくりの方針

- ◆海と山を有する本市の恵まれた地域資源や世界農業遺産・世界かんがい施設遺産を活かし、イベント等の交流事業を通じて都市への情報発信を行いながら、農村・漁村の活性化を図ります。
- ◆交流拠点となる駅周辺や情報発信拠点等となる国道沿線地域複合施設の整備を推進し、交流人口の増加やまちづくりの活性化、定住促進を図ります。
- ◆需要が増加する教育旅行への対応として、都会の子どもたちが将来、また訪れたいと思えるような農村民泊を主体としたツーリズム体験学習や戦争遺構等を利用した平和学習を推進します。
- ◆住民参加による美化活動や地域づくり活動への支援、啓発活動の推進および農泊受け入れ体制の整備等を図りながら、人に訪れてもらえるまちづくりを推進します。



▲世界農業遺産：両合棚田



▲世界かんがい施設遺産：平田井路



▲ツーリズム体験



▲戦争遺構：城井1号掩体壕

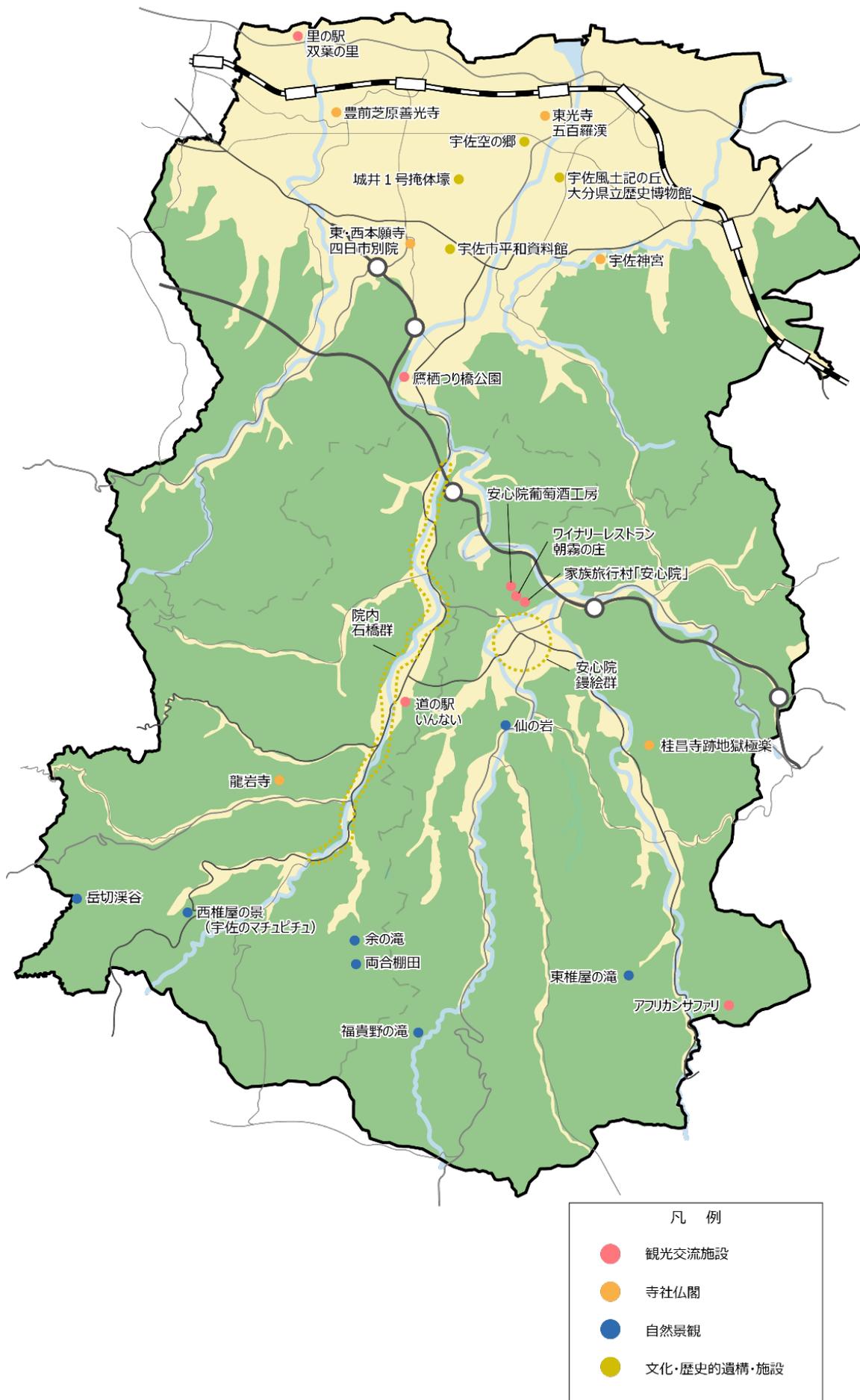


図 交流するまちづくりに寄与する地域資源